

社会福祉法人山城福社会役員報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山城福社会（以下「法人」という。）役員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（役員等の範囲）

第 2 条 前条の役員等は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、産業医及び嘱託医等をいう。

（報酬等の支給）

第 3 条 役員等には、勤務形態及び職務内容に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- （１）理事長、副理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- （２）産業医及び嘱託医（以下「産業医等」という。）については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- （３）理事長等及び産業医等を除く役員等（以下「その他役員等」という。）については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（理事長等の報酬等の算定方法）

第 4 条 理事長等に対する報酬等の額は、各年度の一人当たりの総額が 4,500,000 円を超えない範囲で、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- （１）報酬については、別表 1 に定める額とする。
- （２）賞与については、別表 2 に定める額とする。ただし、在任 6 ヶ月に満たない場合には職員給与規程第 18 条第 2 項の定めによる。
- （３）退職手当については、別表 3 に定める算式により算出される額とする。

（産業医等の報酬の算定方法）

第 5 条 産業医等に対する報酬の額は、別表 4 に定める額とする。

（その他役員等の報酬の算定方法）

第 6 条 その他役員等に対する報酬の額は、別表 5 に定める額とする。

（法人職員給与との併給）

第 7 条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第 8 条 理事長等及び産業医等に対する報酬及び賞与の支給期日は、職員給与規程第 6 条及び第 17 条に定める日とする。

- 2 その他役員等に対する報酬は、会議等へ出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 9 条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。なお、計算金額に 1 円未満の端数が出たときにはこれを切り上げる。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(旅費)

第10条 役員等が法人業務や職務のために出張したときは、職員旅費規程の定めにより旅費を支給する。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(退職手当算定式の在任期数)

2 この規程施行前の理事長等の在任期数は、退職手当算定式の在任期数に含めるものとする。

別表1(第3条関係)

理事長等の報酬月額

200,000 円の範囲内で定める。

別表2(第3条関係)

理事長等の賞与

6月	報酬月額×職員給与規程第18条第1項に定める支給月数
12月	

別表3(第3条関係)

理事長等の退職金算定式

20,000 円(慶弔規程の餞別の額)×在任年数

別表4(第5条関係)

産業医等の報酬月額

60,000 円の範囲内で定める。

別表 5（第 6 条関係）

その他役員等の報酬日額

法人の業務執行のために必要な会議等へ出席したとき	8,000 円の範囲内で定める。
--------------------------	------------------